

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

| 通番 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-------------------------|---|---|
| ●中小企業金融円滑化法政府令関係 | | |
| 1 | 中小企業向け債権が、当初借入れを行った金融機関から、債権回収業者に譲渡されている場合には、法律の適用対象として貸付条件の変更等を受けることは可能か。 | ご指摘のような場合には、債権譲渡を受けた債権回収業者が法第2条第1項に定める「金融機関」に合致しなければ、本法の対象金融機関には該当しません。 なお、貸付条件の変更等は、一般的に、当事者間の協議によって行われるべきものであり、本法の対象ではないことを理由として、貸付条件の変更等が行われないものではないと考えられます。 |
| 2 | 金銭債権流動化において債務者対抗要件を備えていない場合には、受託している信託銀行に本法は適用されない(オリジネーターたる銀行等に適用されるため)と考えてよいか。もし適用されない場合でも、債務者から要請があれば、受託している信託銀行は努力義務の適用対象となるのか。 | 信託銀行は本法の対象金融機関であり、当該金融機関が保有する対象債権について、その性格や勘定によって適用除外とすることは適当ではないと考えられます。 ただし、信託勘定に係る債権については、その特性に鑑み、貸付条件の変更等に係る対応が、他の債権とは異なることもあり得ると考えられます。 |
| 3 | 「UR都市再生機構」は本法の対象金融機関に含まれるか。 | 法第2条第1項の規定のとおり、「独立行政法人都市再生機構」は、本法の対象金融機関には該当しません。 |
| 4 | 「住宅支援機構」は本法の対象金融機関に含まれるか。 | 法第2条第1項の規定のとおり、「住宅金融支援機構」は、本法の対象金融機関には該当しません。ただし、金融担当大臣談話(平成21年12月4日付)等にもあるとおり、中小企業向け貸付けや住宅ローンの貸付けを行っているものの、本法の対象金融機関とはなっていない政府関係金融機関等、生命保険会社、損害保険会社、貸金業者におかれても、現下の中小企業や住宅ローンの借り手の方々をめぐる厳しい環境に鑑み、本法の趣旨を踏まえた対応をしていただくことを期待しています。 |
| 5 | 第3回金融庁政策会議で配布された資料1の8ページには、「SPC(特別目的会社)は、大宗がそもそも会社法上の会社ではなく、基本的には法の対象外」と記載されているが、資産流動化等の目的で設立されたSPCの多くは合同会社又は株式会社(典型的には、改正前商法の規定に基づく特例有限会社)であり、いずれも会社法上の「会社」に該当する。したがって、上記資料が本法のベースとなっているのであれば、いわゆる立法事実の認識に誤りがあるのではないか。 | SPC法に基づくSPC(狭義)については、そもそも会社法上の「会社」ではなく、本法の中小企業者には該当しません。ただし、いわゆるSPC(広義)の中には、会社法上の「会社」であって、法第2条第2項の要件に合致するものもあり、その場合には、中小企業者に該当します。しかし、その場合であっても、法第4条第1項の規定により、同項の中小企業者には該当しない場合があります。 |
| 6 | 金融業を営む者であっても、法第2条第2項第1号に該当し、中小企業者となることはあるか。 | 法第2条第2項の中小企業者に該当するか否かは、その主たる業務として行う業務により判断されます。 |
| 7 | 令第2条第1項に規定する「金融・保険業」並びに「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」は、それぞれ日本標準産業分類「J-金融業、保険業」並びに「674保険媒介代理業」及び「675保険サービス業」に規定するものと同義という理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 8 | 金融・保険業に、金融商品取引業や商品先物取引業は含まれるのか。 | 日本標準産業分類にしたがい、金融商品取引業者や商品先物取引業者は、金融・保険業に含まれます。 |

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

| 通番 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|--------------------------|--|---|
| ● 中小企業金融円滑化法政府令関係 | | |
| 9 | 証券化取引における有限会社や合同会社は「金融業」に該当するか。 | ご指摘の「有限会社」や「合同会社」が金融業に該当する業務を行っていただければ含まれると考えられます。 |
| 10 | 中小企業者の要件(資本金の額、従業員の数)は、直近決算時点の数でよいか。 | 基本的には、申込み時点の数値に基づき判断する必要があります。従業員の数については、一時点の数を捉えて判断するのではなく、常時使用する数を捉えて判断していただく必要があることにご留意ください。 |
| 11 | アパートローンを利用してアパートを営んでいる個人は本法の中小企業者に含まれるか。 | 個別の事例に応じ判断されるべきものと考えられますが、不動産業に該当する業務を行う個人事業主は含まれます。 |
| 12 | 中小企業者が設立、出資した在外子会社(現地法人等)は、本法の対象となるか。 | 中小企業者の在外子会社(海外現地法人等)や中小企業者が出資する海外特定目的会社(子会社)が外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体である場合には、本法の対象となる中小企業者には該当しません。 |
| 13 | J-REITの投資法人は、本法の対象外か。 | 貴見のとおりです。 |
| 14 | 債権を保有していないものの、不動産ノンリコースローンやJ-REIT宛ローンの交渉先となるアセットマネジメント会社は、本法の対象外か。 | 金融機関との間で債権債務関係のある者が本法の対象となります。 |
| 15 | 「持家融資」の中で、金融機関が企業に貸付を行い、それを企業内個人へ転貸するケースは、本法の適用対象か。 | 金融機関との間で債権債務関係のある者が本法の対象となります。 |
| 16 | 法第3条は、新規融資に係るできる限りの努力義務を定めているが、例えば、破綻懸念先に新規融資を行う場合には、民事上の取締役の善管注意義務違反や背任に問われかねないことに留意が必要ではないか。 | 本法は、第1条において「金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ」金融の円滑化を図ることを規定しているところです。 |
| 17 | SPCにおいて「重要な融資」を受けているか否かの判断の際、他の融資に比し代替性が低いことを考慮すべきか。 | 貴見のとおりです。 |
| 18 | SPCにおいて「重要な影響を与えることが推測される事実」の有無の判断の際、資金調達手段に対する信用補完を考慮すべきか。 | 貴見のとおりです。 |
| 19 | 法律施行令中「就任、融資、債務の保証、担保の提供、技術の提供、事業上の取引等」と規定されているが、内閣府令には「債務の保証、担保の提供」が含まれていないため、明確にしたほうがよいのではないか。 | 「債務の保証、担保の提供」が含まれていることが明確となるよう修正いたしました(中小企業金融円滑化法内閣府令第2条第2項第2号口等)。 |

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

| 通番 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-------------------------|---|--|
| ●中小企業金融円滑化法政府令関係 | | |
| 20 | 「法人(当該法人の子会社等を含む。)の子会社等以外の特別目的会社」との規定があるが「法人の子会社等以外」の特別目的会社」とあり、当然に法人の子会社等の下にある特別目的会社も対象となり、また、それ以外の法人の下にいる子会社等以外のすべての特別目的会社を対象になるという認識でよいか。その場合には、「(当該法人の子会社等を含む。)」との規定は不要ではないか。 | ご意見を踏まえ、修正いたします(中小企業金融円滑化法内閣府令第2条第2項第2号、第3条第2項等)。なお、これは技術的な修正であり、規定の内容を変更するものではありません。 |
| 21 | 法第4条第1項に規定する「事業資金の貸付け」には、通貨オプション等デリバティブ債務、私募債は含まれないという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 22 | 法第4条第4項で規定されている「緊密な連携を図るよう努める」先として、中小企業が経営相談などを行う商工会等が含まれていない理由を明示していただきたい。 | 本法は、貸付条件の変更等、主に財務面での経営改善支援に努めるよう金融機関に対して求めるものであるため、「緊密な連携を図る先」についても、中小企業者等の財務面での改善・再生を主たる業務としている機関を規定しています。他方で、金融庁としては、中小企業に対して経営全般にかかる指導・助言を行う中小企業関連経済団体の役割に非常に期待しており、引き続き、様々な形で連携を図っていきたいと考えております。 |
| 23 | 住宅資金向け貸付けの実績がなく、今後も行わない予定がない場合には、法第6条に規定する「方針の策定」において、住宅資金にかかる対応方針を定める必要はないという理解でよいか。 | 本法の適用対象たる貸付けを業務として行っていない場合でも、本法の適用除外とはなりません。ただし、その場合には、業務の内容を勘案した対応は可能であり、例えば法第6条に規定する方針に住宅資金の貸付けを業務としていない旨を記載することにより足りるものと考えられます。 |
| 24 | 中小企業者や住宅資金借入者に対する貸付業務を行っていない場合のように、法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施が想定されない金融機関については、府令第6条の体制整備は必要ないことを明確化していただきたい。 | 本法の適用対象となる者に対する貸付けを現時点では行っていない場合であっても、金融機関は、いつでも本法の対象者に対して貸付けを行うことが可能であり、当該金融機関が本法の適用除外となるものではありません。ただし、現在の業務内容を踏まえた体制整備とすることは可能と考えられます。 |
| 25 | 府令第6条第1項の規定に基づく体制の整備等は、各金融機関の業務の内容等の個別の事情を踏まえつつ講じることが認められるという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 26 | 府令第6条第1項第5号イの規定により苦情相談の記録が求められているが、匿名の相談についても同様に記録する必要があるか。 | 個別の事案の内容に応じ判断されるべきものと考えられますが、各金融機関の基準により「苦情」と判断されるものについては、適切に保存されるべきものと考えられます。 |
| 27 | サービス内容と法律の目的に照らせば、ゆうちょ銀行総合口座の「貯金担保自動貸付」及び「国債担保自動貸付」は、本法に定める方針の策定、開示、行政庁への報告の適用対象外と考えてよいか。 | 本法の対象金融機関が保有する対象債権について、その性格や法目的によって適用除外とすることは適当ではないと考えられます。 |

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

| 通番 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|--------------------------|--|--|
| ● 中小企業金融円滑化法政府令関係 | | |
| 28 | 本法の対象となる債権が信託を用いて証券化されている場合には、条件変更等の報告は、受託者である信託銀行ではなく、委託者兼サービスである銀行等の義務であるという理解でよいか。 | 個別の事案の内容に応じ判断されるべきものと考えられますが、原則として、債権を保有している信託銀行は本法の対象金融機関であり、その保有する債権の性格や勘定に関わらず、対象となる中小企業又は住宅ローンの借り手から信託銀行に対して申込みがあった場合には、その対応状況について、開示及び当局に報告することが義務付けられます。 |
| 29 | 府令第12条中、「報告を行わなければならない」とあるが、銀行法施行規則等と平仄を合わせるため、「提出しなければならない」とすべきではないか。 | 法令は、その内容に応じて規定するものであり、必ずしも銀行法施行規則等にあわせる必要はないものと考えられます。 |
| 30 | 中小企業金融円滑化法は、条件変更をすでに行っている企業に対しても追加融資できるような法制度であることを期待しているが、どうか。 | 法第3条により、金融機関は中小企業向け信用供与全般について、柔軟な対応に努めることが期待されているほか、本法の附帯決議においても、「本法に基づく条件変更等に伴い、中小企業者に対する新規融資等に支障を生じることのないよう、金融検査及び監督を通じて適切に対応すること」が求められているところです。金融庁としても、こうした趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。 |
| 31 | パブリックコメントの期間について、極めて短期間の意見提出期間は、行政手続法に基づく意見公募手続を大きく形骸化させるものである。今後は、「行政運営における公正の確保と透明性の向上」(同法第1条第1項)に十分配慮した行政運営が強く望まれる。 | 年末の中小企業金融の円滑化等に万全を期す必要があるとのやむを得ない理由により、短期間でのパブリック・コメント手続とさせていただいたものです。他方で、今後とも各方面から頂いたご意見について実際の検査・監督業務に活かしてまいりたいと考えており、「金融サービス利用者相談室」等にご意見を賜りたいと考えます。 |